

第22回大分市自治基本条例検討委員会

平成23年7月22日(金)午前10時
市役所8階大会議室

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 市民意見交換会等の意見に係る考え方について
(第21回検討委員会で確認を行った論点について)

(2) その他

(仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)の論点について

1. 「自治」と「まちづくり」について

目的、基本理念、基本原則

(第21回検討委員会での結果)

- ・調整案について、特に異論はないということが確認された。
- ・「まちづくり」の定義を条文に入れ込むかどうか、また内容についても理念部会で検討する。

前文

(第21回検討委員会での結果)

- ・変更案があれば、期限を定めて各委員が事務局に提出する。それを受けて、理念部会で検討する。
- ・市民憲章(大分市民の誓い)と自治基本条例の関係について、市民憲章(大分市民の誓い)の制定経緯を事務局で確認し、次回の全体会で報告する。

2. 「人権の尊重」について

(第21回検討委員会での結果)

- ・どこかで「人権尊重」の文言を入れる。入れる箇所は、前文若しくは第5条の2論ある。前文に入れられるか整理した上で、2箇所に入れるか、1箇所にするか、改めて全体会で検討する。

3. 条例の名称について

(第21回検討委員会での結果)

- ・名称については、次回以降の全体会で検討する。

4. 市民への広報について(市民意見交換会、シンポジウムなど)

(第21回検討委員会での結果)

- ・市民への広報については、次回以降の全体会で検討する。

5. 第7条のタイトル「議会の基本的役割等」を「議会の基本的役割と責務」にすることについて

(第21回検討委員会での結果)

- ・議会にお願いする。

6. その他

スケジュール

平成23年度中の制定を目指す。

逐条解説の作成

事務局で作業を進める。

(第21回検討委員会での結果)

- ・平成23年度中の制定という前提で、次回の全体会でスケジュールを示す。
- ・逐条解説は事務局で作成を始める。条文案の完成と同時に逐条解説を完成させ、条文案と逐条解説との整合性の確認を全体会で行う。

第 15 回理念部会議論の経緯 (H23.7.15)

1. 前文の検討経緯

三人の委員から示された対案と現行前文案に基づき、「現行の前文を正とするのか」、「対案を反映させるのか」、また、「対案を正とするのか」、理念部会としての方向性を議論した結果、以下の方向性を確認した。

<結論>

現行の前文案の 4 段落の要素は残していきたい。

現行案は、大分の「自然」・「まちの成り立ち」・「先人からのつながり」・「この条例を作ることへの誓い」といった精神は大切にしたい。

パブリックコメントの指摘については対応する

市民から指摘される「大友宗麟」個人に偏重していると受け取られるような表現については修正していきたい。

4 段落目に、対案にある要素を反映していきたい

「人権」や「協働」という素の言葉でなく、委員の案にあるフレーズを参考に、そのイメージを取り込むような言葉を反映させる。

委員の案の趣旨にある、「より良い大分市を目指す」というニュアンスを反映させる。

上記方向性を確認する中、前文への「人権」の反映も可能となった。今回の部会では、方向性を確認したことを部会の共通認識とし、表現については、今後、検討していくこととした。

2. 「まちづくり」の定義について

「まちづくり」の定義を議論すると、同時に「自治」についても議論が波及するとの考え方から、定義案を検討する中、両方に係る議論を実施した。

<結論>

二つの言葉とも以前からの議論のとおり、受け止める人により多様な意味を持つものであることから、敢えて定義をせずに、逐条解説でその意を述べることとした。

上記二点を全体会に報告することを確認した。

委員提示資料

定義について

1. 「まちづくり」の定義について

「まちづくり」とは、「市や地域（まち）が抱えている市民共通の希望や課題を、住民が主体となり、あるいは行政と住民とによる協働によって、ハード・ソフト両面から実現もしくは解決しようとする行為またはその過程」をいう。

大分市の場合、この「まち」という言葉で象徴されるものは、既存の「まち」であり、新たに「つくる」ことを指し示すものではない。また、建物や道路といったハード面よりは、市民協働や地域における住民活動の活性化など、ソフト面を中心に語られるべき性格を帯びている。また、コミュニティーの再生という意味合いも含んでいると言える。

このように、「まちづくり」という言葉は、多岐にわたる意味や価値観を含んでいることから、むしろ明確な定義をせず、都市開発あるいは地域社会の活性化など、世代や論じる人によって様々な捉え方ができる余地を残すべき言葉であると考え。従って、敢えて条文によってその定義を固定することを避け、その解釈をこの条文を読む一人ひとりの想いに委ねるべきと考える。

2. 「自治」の定義について

「自治」とは、一般的には「自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること」であるが、一方で、「自治」という言葉の持つ意味や解釈、価値観は、それを求める民族・地域・共同体などの歴史や文化、社会環境などによって大きく変化する。

本条例における「自治」という文言については、これを敢えて定義せず、国・地方の政治状況や政策の変化などを踏まえた、その時々々の市民の解釈に委ねることがむしろ妥当であると考え。

「自治」と「まちづくり」の定義について

定義をする場合の他都市の例

自治

- ・自分たちの地域は自分たちで責任を持ち、自ら治めることをいう。
(新潟県妙高市)
- ・まちづくり及び市政により構成される住民自治、団体自治の総体をいう。
(香川県善通寺市)
- ・市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。
(長野県飯田市)
- ・市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことをいう。
(埼玉県川口市)

まちづくり

- ・快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
(北海道札幌市)
- ・市民生活に係る様々な分野において、地域等を、より良いものとするための取組をいう。
(岐阜県岐阜市)
- ・市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
(神奈川県平塚市)
- ・自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。
(熊本県熊本市)

一般的な用語の意味

自治

- ・ある組織、団体において、自己の集団意思を自主的に形成し、集団内の生活関係を自律的に処理すること。
(有斐閣 法律用語辞典 / 内閣法制局法令用語研究会編)
- ・一般に人や団体が自らのことを自らの手で処理することをいう。
(日本大百科全書 / 小学館)
- ・自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること。
(大辞泉 / ジャパンナレッジ)
- ・人民が国の機関によらず自らの手で行政を行うこと。特に、地域団体による地方自治をさすことが多い。
(大辞林 / 三省堂)

まちづくり

一応の定義としては「ある地域(まち)が抱えている課題に対して、ハード・ソフト両面から課題の解決を図ろうとするプロセスのこと」と捉えることができる。まちづくりは住民が主体となって、あるいは行政と住民とによる協働によるもの、と捉えられることが多い。
(ウィキペディア)

定義をした場合のメリット

自治：一般的には、「自治体」、「自治会」及び「自治委員」など、身近で使用している言葉のイメージで捉えられることが多いものの、「自治」そのものの言葉の意味が明確に理解されていることは少ないのではないかと考えられる。

自治基本条例の制定に当たり、定義することで再確認できる。

まちづくり：一般的に、「街（町）づくり」として、ハード面の整備を思い浮かべるケースが多いものと思われるが、ここでの「まちづくり」は市民活動を含む市政全般を指す意味で用いられており、全国的にも明確な定義がないため、自治基本条例の制定に当たり、定義することで大分市のまちづくりがイメージできる。

定義をした場合のデメリット

自治：言葉そのものの一般的な意味は、左記のとおりシンプルなものである。しかしながら、現在の条文案では、どちらかというところ「住民自治（ 1 ）」、「団体自治（ 2 ）」、「地方自治（ 3 ）」などの意味に近い使われ方をされており、そうした実際の文中における使われ方とは異なる一般的な言葉の定義のみを置くことが、果たして適切かどうかという問題がある。

また、仮に実際の文中における使われ方に沿った定義を置く場合には、結果的に、その定義された意味合いの範囲でしか使えなくなるため、あまり限定的な定義であってはならないが、一方で、あまりにも長過ぎて分かりにくい表現になってしまうと、定義した意味自体がなくなってしまうので、その点に注意しながら、文面を慎重に検討しなければならない。

まちづくり：他の個別条例等においても、「まちづくり」という言葉はよく使われることから、自治基本条例に「まちづくり」を具体的に定義する場合は、最高規範性という意味合いからも、他の条例等において使用する「まちづくり」の意義を制限する可能性があり、語句の解釈がその内容に偏ってしまう可能性があり得る。

- (1) 住民自治：地方における行政を行う場合にその地方の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと。
- (2) 団体自治：一定の地域を基礎とする国から独立した団体（地方公共団体等）を設け、この団体の権限と責任において地域の行政を処理するとする原則のこと。
- (3) 地方自治：地方における行政につき、国家とは別の人格を有する地方公共団体を設けて、その権限と責任において行わせ（団体自治）、その事務の処理を地方の住民が自らの意思において行うものとする（住民自治）こと。

(1、 2、 3 有斐閣 法律用語辞典 / 内閣法制局法令用語研究会編)

(参考)

- ・自治基本条例におけるまちづくりの定義の要旨
市民が、自分達のまちをより良くしていくための取り組み

(事務局案)

市民の幸せな暮らしを実現するために、地域をよりよいものとしていくあらゆる公共的な活動をいう

- ・自治基本条例における自治の定義の要旨

市民が責任をもって自分達の住む地域を治めること
住民自治（地域住民意思と責任による地方行政の運営）と団体自治（地方公共団体の責任による地方行政の運営）の相対と捉えるものもある

(事務局案)

自分たちが暮らす地域に自分たちで責任を持ち、自分たちで治めていくことをいう

考え方のポイント

大分市の最高法規である（仮称）大分市まちづくり自治基本条例に定義として語句を掲載すると、**下位の条例などの考え方に影響を及ぼす可能性がある**と考えたことから、出来るだけ広く意味を捉えられるような書き振りとした。

結果として、**表現としても曖昧なものとなった**きらいはある。

「まちづくり」を定義すると、必然的に名称に併記している「自治」についても言及する必要があると考えられることから、両方の定義をしているが、結論から言えば、百人いれば百様あるイメージの広い言葉であるだけに、**逐条解説等で考え方を示す方が結論としてはスマートなのかもしれない。**

理念部会における前文の検討経緯

他市町村の事例で「定型的なサンプルとして参考となるもの」がないかを検証したが、項目的な類似点は見られるものの、定型パターンは無かった

部会員それぞれで案を作成して持ち寄り協議することを決定

案を作る際の基本的なコンセプト 市民がこの前文を見て、大分市及びこの条例に興味を持つようなものにしたい

...その後、「条例の導入部」として捉えるように変化

<委員意見（前文に必要なもの抜粋）>

- ・大分市の魅力が謳われるべき ・「この条例を制定する」という大分市民の覚悟を述べる必要がある
- ・あまり押し付けがましいものではない ・社会人としての義務感が滲み出るような文章が良い
- ・ふるさと大分を守るために条例を制定して、その下、大分を守るのだという感じを出したい
- ・歴史や風土の関係の中で地域の人は育つことから、こういうまちを作るんだという意識を謳いたい。
- ・ですます調を使いたい ・「大分はこんなまちなんだ」という中身にしたい
- ・「住むことが誇りに思えるまち」というのが良い・短い文章を皆で持ちあうと良い

議論を継続

意見を基に前文スタイルを規定

2. 前文作成にあたって定めたスタイル

文章は簡潔に短く

市民が作る条例であることから、主語は「わたしたち大分市民」

中学生が理解できるような文章

以下の4段落で構成する

第1段落 「大分市民のふるさと大分市への想い」

第2段落 「大分市の優れた点」

第3段落 「ふるさと大分市を未来へとつなげていく」

第4段落 「市民が条例を作るという決意」

当初は3段落構成であったが、未来へ大分市を繋いでいくというイメージを取り入れ4段落構成とした。

スタイルを基に...

<委員意見（前文の文章案抜粋）>

・わたしたちのふるさと大分市は歴史と文化の香りあふれる豊の国の中心に位置し、大分川、大野川に育まれて発展を続ける、緑豊かな産業集積都市である。 ・わたしたちのふるさと大分市は、猿で有名な高崎山、鎧が岳、樫の木山等、緑豊かな自然と、肥沃な土地をはぐくんだ大分川、大野川の二大河川に抱かれている。東北部に広がる海は、古来より海の道として多くの歴史を刻んで来た。 ・わたしたちのまち大分市は、豊後水道と別府湾、高崎山をはじめとする緑の山々、大分川、大野川の二大河川という、海、山、川の豊かな自然に恵まれ、遠く奈良時代に豊後国府が置かれて以来、東九州の要衝の地としてたゆみない発展を続けてきた。

・わたしたちは広く世界に目を開きつつ、先人たちの偉業を誇りとし、このまちを愛し、私たち一人ひとりの生きた証が、輝かしい未来につながっていることを信じている。 ・歴史と伝統、そして南蛮文化の吸収など進取の気風があいまって多彩な文化が生まれ、人々の心のよりどころとなっている。 ・わたしたちは、大分市民であることに限りない愛と誇りを抱いて生きている。 ・新産業都市建設を基軸に一層の発展を遂げた大分市は、政治、経済のみならず、情報、交通、流通、教育、文化、福祉などあらゆる機能が集積する東九州の中核都市として、また平和を希求し、諸外国との交流を進める国際交流都市として確たる地位を築き上げている。 16世紀ヨーロッパでは、「豊後」は九州を指し、「府内」は日本で最も有名な都市であった。

・先人の英知や努力によって築かれた歴史や文化を守り育てながら、夢と希望に満ちた未来を背負う次世代に、これらを継承してゆく責務がある。 ・先人の築いたまちを愛し、平和で幸福な生活をおくれるまちをつくり、未来につないでいく。

・多様化する時代の中での地方自治は、私達が自治の主体として自覚をあらたにすることである。 ・わたしたちは、市民総参加のまちづくりに向けて大分市の自治の最高規範として、この条例を制定する。 ・わたしたち大分市民は協働と互恵の精神に基づき、英知を結集し、それぞれの責任のもとに役割を分担して、このまちを次の世代に確実に引き継いでいくため、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、ここに大分市自治基本条例を制定する。 ・わたしたち大分市民は、先人から受け継いできた大分のまちをさらに飛躍させるために、議会、行政と手を携え、愛するふるさと大分を支える市民としての誇りと責任感を自覚し、協働と地域主権の時代を担う活力あるまちをめざし、ここに大分市自治基本条例を制定する。 ・これからも豊の国の民として、一人ひとりが自然を大切にし、多くの方々と交流し、住みよい大分市を築く責任を感じ、平和で幸福な暮らしが出来るよう、力を合わせ助け合うことを誓い、子孫繁栄の道しるべとして、この自治基本条例を制定する。

上記意見を基に...

<現状前文案>

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市まちづくり自治基本条例を制定します。

平成23年 6月 9日
大分市自治基本条例検討委員会
市民参加・まちづくり部会長

(仮)大分市まちづくり自治基本条例(素案)における前文の修正について

次のとおり、標記に関する修正案を提出いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【前文の修正案】

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれ、また16世紀には国際交流都市が築かれるなど歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

(3段落目は削除)

わたしたち大分市民は、これからお互いを尊重し共に考え共に行動することで、この豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくため、その道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)を制定します。

<修正箇所の考え方>

「16世紀の国際交流都市～」と「豊後の国の国府」という歴史部分を統一すべきではないかと考え、3段落目の歴史部分を2段落目の歴史部分に統一して修正

歴史部分の統一に伴い3段落目を削除

最終段落については、第21回全体会においての委員(この条例を作るという想いをわかりやすい言葉で)と委員(未来へと引き継ぐためにも今の我々がどうするのか)のご発言を踏まえ、最終段落の1行目に「協働」の考え方を規定し、2行目はそのことによるつなぎ部分の修正(「協働」を規定したため、「～引き継いでいくことを誓い、～」の「誓い」ではつながりがどうかと)

(仮称) 大分市まちづくり自治基本条例前文 (案)

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称) 大分市まちづくり自治基本条例を制定します。

検討文

- ・ 確実に引き継いでいくために、市民の目標となる在り方を定め、本市の最高規範である (仮称) 大分市まちづくり自治基本条例を制定します。
- ・ 確実に引き継いでいくため、市民の目標となる

自治基本条例 前文

私たちは、基本的人権の尊重と恒久平和を希求し、だれもが平等で心豊かに暮らせるまちを目指します。

市民自治の主権に基づき、市民一人ひとりが自由な意思でまちづくりにかかわるとともに、豊かな地域社会を築くため、市民参加による市域内分権を確立しなければなりません。

私たちは、より良い公共をみんなで育て上げる住民自治が保障された社会を実現し、もって市民の福祉の向上と持続可能なまちを目指すために、市政の基本的な原則と制度、その運用の指針や市民と市の役割を定める最高規範としての大分市自治基本条例をここに制定します。

大分市民の誓い

風光り水澄む郷、西洋文化の花開いた豊の国大分市は、"緑あふれる豊かな人間都市"をめざしています。

わたしたち大分市民は、このまちに限りない愛着と誇りをもち、よりよいまちづくりのため次のことを誓います。

1. 自然を愛し、緑豊かなまちをつくります。
2. 働くことに喜びをもち、活気に満ちたまちをつくります。
3. みんなで助けあい、心のかよう福祉のまちをつくります。
4. ふるさとを愛し、笑顔でふれあう住みよいまちをつくります。
5. 広く世界に目をひらき、文化のかおるあしたのまちをつくります。

昭和58年7月14日制定

制定の経緯

「大分市民の誓い」は、市民各界各層の39団体からなる市民団体の代表で構成された「市民憲章制定促進協議会」が案を作成し、この案について行政的見地から検討を加えるため「大分市市民憲章制定行政委員会」を設け、計7回の検討委員会を開催し成案としてまとめた後、昭和58年6月議会の議決を経て、昭和58年7月14日に制定したものです。

「大分市民の誓い」と「(仮称)大分市まちづくり自治基本条例」との関係

「大分市民の誓い」は、当時の大分市が目指す姿を市民の代表者の意見を集約する形で定めたものであり、5つの理念的な項目を「誓い」として謳っています。また、制定にあたって、議会の議決を得ているという点では、条例などと同様の手続きを踏んだものであり、市民・議会・行政の総意をもって定められたものとなっています。

一方、「(仮称)大分市まちづくり自治基本条例」は、例えば、市民・議会・行政の責務など、まちづくりにおける基本的なルールを定めており、「大分市民の誓い」と比較すると、より具体的な規定となっていますが、その根底には、「大分市民の誓い」の理念がしっかりと活かされ、踏襲されていると考えています。

つまり、両者は、本市が目指すべき姿を表現しているという点において、内容的には同じ方向性を持っておりませんが、一方は、より理念的な「誓い」を謳い、他方は、より具体的なルールを定めているという点で、それぞれが異なる役割を果たしています。

したがって、両者は、今後もそれぞれの役割を担いながら、並存すべきですし、特に、廃止、修正等を行う必要もないと考えられます。

自治基本条例と市民憲章等との関係について（集約結果）

1. 対象都市

22 市町

札幌市、川崎市、新潟市、静岡市、北九州市、函館市、宇都宮市、岐阜市、豊田市、高松市、熊本市、上越市、帯広市、日進市、川口市、所沢市、越谷市、一宮市、四日市市、吹田市、多治見市、二セコ町

2. 調査期間

平成23年6月14日（火）～24日（金）

3. 回答都市

20 市町（別添資料参照）

北九州市、多治見市以外の市町

4. 回答概要（詳細は別添資料参照）

市民憲章（議会の議決を経たもの）を定めている都市・・・・・・・・・・13 市町

札幌市、新潟市、宇都宮市、岐阜市、高松市、上越市、帯広市、

川口市、所沢市、越谷市、一宮市、四日市市、二セコ町

自治基本条例の制定にあたり市民憲章を廃止した都市・・・・・・・・・・0 市町

自治基本条例の制定にあたり市民憲章を改正した都市・・・・・・・・・・0 市町

自治基本条例の制定にあたり市民憲章との関係を検討した都市・・・・・・・・4 市町

宇都宮市、岐阜市、所沢市、一宮市

自治基本条例の制定にあたり市民憲章との関係を検討していない都市・・・・8 市町

札幌市、新潟市、高松市、上越市、帯広市、川口市、越谷市、四日市市

（二セコ町は詳細不明）

5. 結果

市民憲章を制定している都市のうち、自治基本条例の制定にあたり市民憲章との関係を検討したのは4市のみであるが、いずれの都市も自治基本条例と市民憲章の目的等は異なり、廃止（改正）する考えはないとのことである。

また、市民憲章との関係を検討していない8市においても、それぞれ目的等が異なるものであり、両立することは問題ないとしている。

設問	質問事項	回 答			
		札幌市	川崎市	新潟市	静岡市
問1	市民憲章等(市議会の議決を経て制定したものは)は定めていますか。	1. ある	2. ない	1. ある	2. ない
問2	「問1」で「1. ある」とお答えの場合にお聞きます。自治基本条例(まちづくり基本条例)の制定にあたり、市民憲章等を廃止しましたか。	2. 廃止していない		2. 廃止していない	
問3	「問2」で「1. 廃止した」とお答えの場合にお聞きます。廃止した理由を詳しく教えてください。				
問4	「問2」で「2. 廃止していない」とお答えの場合にお聞きます。廃止していない理由を詳しく教えてください。また、両者の関係はどのように整理していますか(市民から聞かれた場合に、どのように説明しますか)。なお、廃止していないが改正等を行った場合は、その理由も含めて教えてください。	「札幌市民憲章」は都市化の進行、地域コミュニティの希薄化という背景の中で、社会道徳の高揚を目的として昭和38年に制定いたしました。一方、「札幌市自治基本条例」は市民主体のまちづくりに係る基本的な考え方やルールを定めたものであり、目的が異なることから、市民憲章を廃止する予定はありません。		自治基本条例は市民の権利や責務を規程する点で、市民憲章とは基本的に役割が異なると考えている。「新潟市自治基本条例」は、地域のことは自ら考え行動する分権型政令指定都市づくりをさらに力強く進めるために、本市の自治の基本理念や基本原則、市民の権利と責務、議会・市長等の役割や責務を定めたものであり、市民憲章は、目指すまちづくりの方向性や市民の志をうたったものである。	
問5	「問1」で「1. ある」とお答えの場合にお聞きます。自治基本条例(まちづくり基本条例)制定の過程において、市民憲章等との関係を検討しましたか。	2. 検討していない		2. 検討していない	
問6	「問5」で「1. 検討した」とお答えの場合にお聞きます。検討の内容を詳しく教えてください。				
問7	「問5」で「1. 検討した」とお答えの場合にお聞きます。自治基本条例(まちづくり基本条例)にどのように反映していますか。				
問9	「問5」で「2. 検討していない」とお答えの場合にお聞きます。自治基本条例(まちづくり基本条例)との関係をどのように考えて(整理して)いますか(市民から聞かれた場合に、どのように説明しますか)。	問4と同様に、「札幌市民憲章」と「札幌市自治基本条例」は目的の異なるものと考えております。		問4に記載のとおりである。 (但し、新潟市自治基本条例前文においては、市民憲章が盛り込まれている。)	

自治基本条例(まちづくり基本条例)と自治基本条例(まちづくり基本条例)と市民憲章等との関係について(回答集約)

設問	質問事項	回答			
		宇都宮市	岐阜市	豊田市	高松市
問1	市民憲章等(市議会の議決を経て制定したものは)は定めていますか。	1. ある	1. ある	2. ない	1. ある
問2	「問1」で「1. ある」とお答えの場合にお聞きます。自治基本条例(まちづくり基本条例)の制定にあたり、市民憲章等を廃止しましたか。	2. 廃止していない	2. 廃止していない		2. 廃止していない
問3	「問2」で「1. 廃止した」とお答えの場合にお聞きます。廃止した理由を詳しく教えてください。				
問4	「問2」で「2. 廃止していない」とお答えの場合にお聞きます。廃止していない理由を詳しく教えてください。また、両者の関係はどのように整理していますか(市民から聞かれた場合に、どのように説明しますか)。なお、廃止していないが改正等を行った場合は、その理由も含めて教えてください。	市のあるべき姿や市民の行動規範(責務)を示すという点では共通する部分があるが、宇都宮市民憲章は「市民の心よりどころ」、「市民の誓い」として、宇都宮市民が作りあげていくべきまちの理想を掲げたものである。自治基本条例は、議会や行政のあり方、市民の権利の保障、まちづくりへの市民参加や協働を進める具体的な制度等を定めており、この2つはその目的・性格を異にしており、いずれにも意義があって、競合するものではない。なお、宇都宮市自治基本条例は、前文において目指すべき自治の姿が述べられているが、これは、宇都宮市民憲章の趣旨を十分に踏まえたものである。	市民憲章には、次の時代に受け継がれていく不変の理念を盛り込むべきものであり、平成18年の旧柳津町との合併に際しても議論され、岐阜市の憲章を継承することとして議会にも理解されている。なお、平成19年4月に施行された住民自治基本条例の検討に際しても、市民憲章の理念は住民自治基本条例にも共有されているものと考えられている。		市民憲章として位置づけている「高松市民のねがい」については、そのねがいに込められたまちの姿を、「高松市自治基本条例」の前文において、目指すべきまちの姿の一つとしており、高松市自治基本条例は、その姿を実現するための、まちづくりの基本的なルールを定めたものと考えており、廃止する予定はありません。
問5	「問1」で「1. ある」とお答えの場合にお聞きます。自治基本条例(まちづくり基本条例)制定の過程において、市民憲章等との関係を検討しましたか。	1. 検討した	1. 検討した		2. 検討していない
問6	「問5」で「1. 検討した」とお答えの場合にお聞きます。検討の内容を詳しく教えてください。	第4回宇都宮市自治基本条例を考える会議提言書検討委員会で、宇都宮市民憲章と自治基本条例提言書素案を比較し、その中で2つはその目的・性格を異にしており、いずれにも意義があって、競合するものではないとの結論を出した。	住民自治基本条例の検討に際しても、市民憲章の理念は住民自治基本条例にも共有されているものと考えている。		
問7	「問5」で「1. 検討した」とお答えの場合にお聞きます。自治基本条例(まちづくり基本条例)にどのように反映していますか。	宇都宮市自治基本条例は、前文において目指すべき自治の姿が述べられているが、これは、宇都宮市民憲章の趣旨を十分に踏まえたものである。	岐阜市住民自治基本条例の基本理念は「市民は、まちづくりの主権者である」とされている。岐阜市民憲章は、「岐阜市民がめざすまち」をあらわすものであり、これらは両立すべきものと考えている。		
問9	「問5」で「2. 検討していない」とお答えの場合にお聞きます。自治基本条例(まちづくり基本条例)との関係をどのように考えて(整理して)いますか(市民から聞かれた場合に、どのように説明しますか)。				市民憲章として位置づけている「高松市民のねがい」については、そのねがいに込められたまちの姿を、「高松市自治基本条例」の前文において、目指すべきまちの姿の一つとしており、高松市自治基本条例は、その姿を実現するための、まちづくりの基本的なルールを定めたものと考えています。

自治基本条例(まちづくり基本条例)と自治基本条例(まちづくり基本条例)と市民憲章等との関係について(回答集約)

設問	質問事項	回答			
		熊本市	上越市	帯広市	日進市
問1	市民憲章等(市議会の議決を経て制定したものは定めていますか。	2. ない	1. ある	1. ある	2. ない(ただし、議決を経ていないものはある。)
問2	「問1」で「1. ある」とお答えの場合にお聞きします。自治基本条例(まちづくり基本条例)の制定にあたり、市民憲章等を廃止しましたか。		2. 廃止していない	2. 廃止していない	2. 廃止していない
問3	「問2」で「1. 廃止した」とお答えの場合にお聞きします。廃止した理由を詳しく教えてください。				
問4	「問2」で「2. 廃止していない」とお答えの場合にお聞きします。廃止していない理由を詳しく教えてください。また、両者の関係はどのように整理していますか(市民から聞かれた場合に、どのように説明しますか)。なお、廃止していないが改正等を行った場合は、その理由も含めて教えてください。		「上越市市民憲章」は、基本的な方針を定めたものであり、自治の基本理念や市民の権利・責務等、さらには市政運営の基本原則等を定める本市における自治の最高規範である「上越市自治基本条例」とは目的が異なるものであると考えており、廃止する予定はありません。	貴市のお考えと同様に、まちづくりに対する市民の規範や目標を示した「市民憲章」と、市民と行政の協働によるまちづくりをすすめるための基本的事項を定めた「まちづくり基本条例」は、基本的には目的が異なるものと考えられます。したがって、本市でも、まちづくり基本条例制定に伴い、市民憲章の改正や廃止は行っていません。	(パブリックコメントにおける回答) 「市民憲章」は、市の目指す将来像を理念的に掲げ、市民がそれに向かって努力することを宣言的に表明しているもの(例:緑とやすらぎのある豊かで美しいまちをつくりましょう。)であるのに対し、「自治基本条例」は、まちづくり(自治)を行う上での基本理念を掲げ、自治を担う主体の権利・義務を明記し、市民主体の自治の実現のための具体的な仕組みを規定したものです。したがって両者は性格の異なるものでありますが、内容にお互いの矛盾のないようにしておくことは必要かと考えます。
問5	「問1」で「1. ある」とお答えの場合にお聞きします。自治基本条例(まちづくり基本条例)制定の過程において、市民憲章等との関係を検討しましたか。		2. 検討していない	2. 検討していない	1. 検討した
問6	「問5」で「1. 検討した」とお答えの場合にお聞きします。検討の内容を詳しく教えてください。				両者は別の性格を有するものではあるが、条例を考える上で尊重すべきもののひとつとして扱った。
問7	「問5」で「1. 検討した」とお答えの場合にお聞きします。自治基本条例(まちづくり基本条例)にどのように反映していますか。				特段の反映はない。ただし、内容にお互いの矛盾のないように配慮した。
問9	「問5」で「2. 検討していない」とお答えの場合にお聞きします。自治基本条例(まちづくり基本条例)との関係をどのように考えて(整理して)いますか(市民から聞かれた場合に、どのように説明しますか)。		「上越市市民憲章」は、基本的な方針を定めたものであり、自治の基本理念や市民の権利・責務等、さらには市政運営の基本原則等を定める本市における自治の最高規範である「上越市自治基本条例」とは目的が異なるものであると考えております。	本市でも、「前文」の検討の際に、市民憲章の内容を確認し、参考にした程度です。考え方としては、貴市のお考え、問4の回答と同じです。	

自治基本条例(まちづくり基本条例)と自治基本条例(まちづくり基本条例)と市民憲章等との関係について(回答集約)

設問	質問事項	回答			
		川口市	所沢市	越谷市	一宮市
問1	市民憲章等(市議会の議決を経て制定したものは)は定めていますか。	1. ある	1. ある	1. ある	1. ある
問2	「問1」で「1. ある」とお答えの場合にお聞きします。自治基本条例(まちづくり基本条例)の制定にあたり、市民憲章等を廃止しましたか。	2. 廃止していない	2. 廃止していない	2. 廃止していない	2. 廃止していない
問3	「問2」で「1. 廃止した」とお答えの場合にお聞きします。廃止した理由を詳しく教えてください。				
問4	「問2」で「2. 廃止していない」とお答えの場合にお聞きします。廃止していない理由を詳しく教えてください。また、両者の関係はどのように整理していますか(市民から聞かれた場合に、どのように説明しますか)。なお、廃止していないが改正等を行った場合は、その理由も含めて教えてください。	「川口市民憲章」は市民の行動規範を定めたものであり、「川口市自治基本条例」は自治を健全に運営させるための地方政府の憲法として位置づけられるものであります。両者の目的は異なりますが、理念として相反するものではないと考えるため、廃止する必要はないと考えます。	「所沢市自治基本条例」は、自治の基本理念や基本原則を明らかにし、市民等や市の役割、市政運営のための基本ルールを定めたものです。「所沢市民憲章」は、自らのまちを住みよくするための生活規範の総称であり、市民意識の変化に対応した所沢を考えていくために定めたものです。したがって両者は目的が異なるため、廃止する予定はありません。	越谷市民憲章は、昭和53年11月3日に制定しています。その内容は、「教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。」や「きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくります。」等のまちづくりのあるべき姿や市民の行動規範について述べたものとなっています。まちのあるべき姿や市民の行動規範を示すという点は自治基本条例と共通していますが、市民憲章には、市民、議会、市長(行政)の役割や参加と協働によるまちづくりのルール等については触れていません。これら事項は市民憲章ではなく、最高規範として位置づけた自治基本条例で規定することが適していると本市では考えました。	自治基本条例前文の中に「わたしたちは、一宮市民憲章に掲げられた住みよい一宮市を実現するため、ここに、まちづくりの原則と仕組みを定める一宮市自治基本条例を制定します。」とあり、廃止していない(廃止できない)。また、一般的にも両者の関係を、市民憲章は「まちづくりの目標」を述べたもの、自治基本条例は「まちづくりの目標」の他、市民の権利・責務や各種手続き、あるいは議会や行政についても定めており、市民憲章よりも守備範囲が広いものにとらえ、目的が異なるものであると考えている。なお、市民憲章は、平成19年3月28日に新たに制定されたが、これは平成17年4月1日の市町村合併に伴う見直しによるものであり、自治基本条例策定に伴うものではない。
問5	「問1」で「1. ある」とお答えの場合にお聞きします。自治基本条例(まちづくり基本条例)制定の過程において、市民憲章等との関係を検討しましたか。	2. 検討していない	1. 検討した	2. 検討していない	1. 検討した
問6	「問5」で「1. 検討した」とお答えの場合にお聞きします。検討の内容を詳しく教えてください。		市民憲章に掲げられた理念や趣旨を踏まえ、所沢市の自治の在り方を検討し策定しました。		第1段階の「一宮市自治基本条例(仮称)を考える会」(H20.3～H21.3)で前文の中で「まちのあるべき姿」をどのように書くかが議論になったが、なかなかまとまらなかった。結果として、市民憲章が「まちのあるべき姿」であるとの結論に至った。第2段階の「(仮称)一宮市自治基本条例素案検討委員会」(H21.6～H22.2)で上記考える会の提言がそのまま了とされた。
問7	「問5」で「1. 検討した」とお答えの場合にお聞きします。自治基本条例(まちづくり基本条例)にどのように反映していますか。		「所沢市自治基本条例」の前文・第2段落中の「うちの文化都市をめざして」及び第3段落中の「子どもとみどりを育み」という言葉は、それぞれこれまでの所沢市の発展の経緯と、これからの所沢のまちづくりへの想いが込められています。その市民憲章の理念や趣旨を条例に反映しました。		自治基本条例前文の中に「わたしたちは、一宮市民憲章に掲げられた住みよい一宮市を実現するため、ここに、まちづくりの原則と仕組みを定める一宮市自治基本条例を制定します。」と書き込んだが、個々の条文には反映させていない。
問9	「問5」で「2. 検討していない」とお答えの場合にお聞きします。自治基本条例(まちづくり基本条例)との関係をどのように考えて(整理して)いますか(市民から聞かれた場合に、どのように説明しますか)。	「川口市民憲章」は市民の行動規範を定めたものであり、「川口市自治基本条例」は自治を健全に運営させるための地方政府の憲法として位置づけられるものであります。両者の目的は異なりますが、理念として相反するものではないと考えるため、両立することになら支障はないと考えます。		越谷市民憲章は、昭和53年11月3日に制定しています。その内容は、「教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。」や「きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくります。」等のまちづくりのあるべき姿や市民の行動規範について述べたものとなっています。まちのあるべき姿や市民の行動規範を示すという点は自治基本条例と共通していますが、市民憲章には、市民、議会、市長(行政)の役割や参加と協働によるまちづくりのルール等については触れていません。これら事項は市民憲章ではなく、最高規範として位置づけた自治基本条例で規定することが適していると本市では考えました。(再掲)	

自治基本条例(まちづくり基本条例)と自治基本条例(まちづくり基本条例)と市民憲章等との関係について(回答集約)

設問	質問事項	回 答			
		四日市市	吹田市	函館市	二セコ町
問1	市民憲章等(市議会の議決を経て制定したものは)は定めていますか。	1. ある	2. ない	2. ない	1. ある
問2	「問1」で「1. ある」とお答えの場合にお聞きます。自治基本条例(まちづくり基本条例)の制定にあたり、市民憲章等を廃止しましたか。	2. 廃止していない			2. 廃止していない
問3	「問2」で「1. 廃止した」とお答えの場合にお聞きます。廃止した理由を詳しく教えてください。				
問4	「問2」で「2. 廃止していない」とお答えの場合にお聞きます。廃止していない理由を詳しく教えてください。また、両者の関係はどのように整理していますか(市民から聞かれた場合に、どのように説明しますか)。なお、廃止していないが改正等を行った場合は、その理由も含めて教えてください。	「四日市市民憲章」は、市民が真に住みやすさを実感できる誇りを持てるまちを目指して、その方向性を示したものであり、市民、市議会、行政がともにより良い四日市の「まちづくり」を担っていけるよう、行政運営のあり方やそれぞれの役割、協働のあり方を示した「自治基本条例」とは、趣旨が異なるものであると考慮しており、廃止しておりません。			本条例が基本理念だけを規定したものであれば、町民憲章と変らない。また、制度だけを規定したものであれば、「基本」とすべき意味がない。本条例は、理念、制度共に盛り込まれた総合的な条例であり、特にわたしたち町民の権利を明示し保護する点、従来の町民憲章とは性質を異にするものである。そもそも、本条例が理念条例か制度条例かという分類になじまない。
問5	「問1」で「1. ある」とお答えの場合にお聞きます。自治基本条例(まちづくり基本条例)制定の過程において、市民憲章等との関係を検討しましたか。	2. 検討していない			不明
問6	「問5」で「1. 検討した」とお答えの場合にお聞きます。検討の内容を詳しく教えてください。				
問7	「問5」で「1. 検討した」とお答えの場合にお聞きます。自治基本条例(まちづくり基本条例)にどのように反映していますか。				
問9	「問5」で「2. 検討していない」とお答えの場合にお聞きます。自治基本条例(まちづくり基本条例)との関係をどのように考えて(整理して)いますか(市民から聞かれた場合に、どのように説明しますか)。	「四日市市民憲章」は、市民が真に住みやすさを実感できる誇りを持てるまちを目指して、その方向性を示したものであり、市民、市議会、行政がともにより良い四日市の「まちづくり」を担っていけるよう、行政運営のあり方やそれぞれの役割、協働のあり方を示した「自治基本条例」とは、趣旨が異なるものであると考慮しております。			

「人権の尊重」について

< 第 3 章 市民、議会及び市長等の役割等 >

第 1 節 市民

(市民の権利)

第 5 条 市民は、すべて(人 or 個人 or 人間)として尊重され、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

- 2 市民は、公正な行政サービスを受けることができる。
- 3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。
- 4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。
- 5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

~ 「人権」の記述を加えることについて、これまでの検討の経過 ~

選択肢として、

- ・前文に盛り込む
- ・第 5 条(市民の権利)に加える
- ・多様な文化の尊重の条に加える。
- ・新たな 1 条を立てる。

などの案を検討しましたが、最もバランスが良く、前後のつながりが保たれるのは、上記の箇所(第 5 条第 1 項)ではないかとのご意見を、部会代表者会議にていただきました。

また、文面については、「個人として」という表現にすると、いわゆる個人主義を助長するようなニュアンスに受け取られるおそれもあることから、「人として」、「人間として」などの表現で検討してはどうかとのご意見をいただいたところです。

参 考

前文への人権の反映について

人権に係る検討経緯

パブリックコメントと並行して職員意見の募集をした際に、「『基本理念』や『基本原則』のなかに人権を表現できないか」という意見あり。

平成23年2月1日、第13回理念部会で事務局の「基本理念」、「基本原則」に人権を繁栄させた検討案を提示。

「市民」と「議会」、「行政」の協働のルールである条例の理念と原則に「人権」を反映させると「文章のつながりが悪くなる」、「唐突感が出る」等、収まりが悪くなる旨を報告。再度検討させて欲しい旨を提案する。

法制室にも議論に加わってもらい、「人権」を本条例に反映させる手段を検討。反映させ得る箇所として、

前文に盛り込む

第5条（市民の権利）に盛り込む

多様な文化の尊重に盛り込む

新たに条文を加える

の4つの候補を立てる中協議した。

基本的にこの条例が目指すものは「市民」、「議会」、「行政」の役割分担を定め、まちづくりに取り組むものであることから、「人権」という視点は大事ではあるがなじみにくいという現実があることから、一番、影響無くなじませられるのは第5条（市民の権利）の中であることを確認。これを部会代表者会議で提案した後に全体会議に諮っている。

参考

理念部会でも、前文や基本理念、基本原則の議論の中で、過去、「人権」という要素について、議論を行ってきた。

その中で

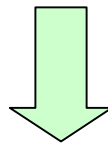
- ・日本国憲法に謳われる基本的人権の尊重を、あえてこの条例に入れる必要があるのか
- ・人権という言葉の重さから、その言葉を使わずに人権尊重のニュアンスを表現できないか
- ・「原則」の市民総参加の考え方の中には「男女平等」、「大人も子どもも老人も無く」といった前提がある

という議論をする中、「平和で幸福な暮らし（前文）」や「市民の幸せな暮らし（基本理念）」という言葉の中（「幸福」や「幸せ」はその人の権利が守られていなければ感じることはできないという論から。この観点から、前文では「平和で『豊かな』暮らし」という文言が「幸福な」に置き換わった）や、「市民総参加の原則」の中に「差別されない」といった想いを繁栄させたという経緯がある。

市民への広報について

検討委員会等での意見

- ・シンポジウム、タウンミーティング等のスケジュールを考えて欲しい。
- ・市民の意見と委員の意見が噛み合っていない。
- ・市民の意見に対し事務局が回答するのはおかしい。
- ・Q & Aの議論がされていない。
- ・自治委員が中心だったので、多くの市民に参加して欲しい。
- ・アンケートの内容がよくない。手順も含め検討委員会で議論すべき。
- ・市民意見交換会に対する十分な準備が必要である。



これらの意見を踏まえ対応策を検討する

対応策 1) 市報での広報

- ・可能な限り検討状況や条例（素案）の内容を市報に掲載する。

対応策 2) 市民意見交換会の準備

- ・検討委員会での協議が整った後に市民意見交換会を開催する。

対応策 3) 市民意見交換会（2回目）の開催

- ・本庁（コンパルホール）、鶴崎市民行政センター、植田市民行政センターの3箇所、全委員出席の市民意見交換会を開催する。

対応策 4) パブリックコメント（2回目）の実施

- ・市民意見交換会と同時期にパブリックコメントを実施する。

対応策 5) シンポジウムの開催

- ・条例制定後に周知を含めて開催する。

大分市自治基本条例検討委員会 今後のスケジュール(案)

年月日	検討項目	備考
平成23年 5月	・5/13 第3回部会代表者会議 (論点整理)	
6月	・6/8 第21回検討委員会 (論点整理を受けての全体会)	
7月	・7/22 第22回検討委員会 (第21回検討委員会で意見のあった事項等の検討)	
8月	・下旬 第23回検討委員会 (市民意見交換会に向けた素案のとりまとめ)	
9月	・第24回検討委員会 (逐条解説の検討、市民意見交換会に向けた協議)	
10月	・中旬 第25回検討委員会 (逐条解説の検討、市民意見交換会に向けた協議)	
11月	・11/1~11/30 パブリックコメントの実施 ・市民意見交換会の開催(3会場)	・市民意見交換会は本庁、 鶴崎、植田で開催
12月	・下旬 第26回検討委員会 (市民意見交換会及びパブリックコメントの整理) (逐条解説の検討)	
平成24年 1月	・中旬 第27回検討委員会 (市民意見交換会及びパブリックコメントの整理) (逐条解説の検討) ・下旬 第28回検討委員会 (原案確定及び逐条解説の完成)	
2月	・上旬 議案作成	
3月	・上旬 市議会へ議案の提出 ・下旬 議決	
4月	・4/1 条例施行	
5月	・下旬 シンポジウム開催	・市民周知のためのシンポ ジウムを開催(詳細未定)